

令和3年（2021年度） 事業計画

I 甲賀会基本方針

令和3年度は、第8期介護保険事業計画の初年度となります。新型コロナウイルス感染症や大規模災害が発生する中で「感染症や災害への対応力強化」を図るとともに、団塊の世代の全てが75歳以上となる2025年に向けて、2040年も見据えながら、「地域包括ケアシステムの推進」、「自立支援・重度化防止の取組の推進」、「介護人材の確保・介護現場の革新」、「制度の安定性・持続可能性の確保」が図られる事となります。

報酬は改定率0.7%とはいうものの、新たに規定された加算の算定を実施した場合に限定されるため、各加算の算定状況によっては実質減算となることは否めません。

新たな算定要件の加算については、ICTを取り入れた科学的介護を要件とするものや、専門職の関与をより強固にする必要があるなど、多くの加算算定には高いハードルが設定されていますが、利用者および職員の利益に繋がる内容へは積極的に対応してまいります。

新型コロナウイルス感染症の蔓延を受け、世界中、とりわけ医療介護業界は大変な苦労を強いられています。新しい生活様式となり、個々の繋がりを断絶させる対応を迫られ、対人サービスの当法人の事業は試行錯誤の連続です。

一方で、デジタルテクノロジーの発展が社会生活を便利にし、介護職員の業務負担の軽減や、事務作業の省略化が進んだことは、介護事業においても追い風となっています。不況のあおりを受けた他産業からの転職を希望される方が一定数おられ、職員確保には有利なタイミングであると言えます。

人材確保と人材育成は法人発展に必要不可欠、人員の増加に伴い多くの研修や制度改定を行い、抱え上げない介護の推進や内部統制の強固など課題は山積ですが、中長期を見据えた変革を行います。

II 特別養護老人ホーム

基本方針

介護人材の育成を第一課題とし、規程、基盤の整備を進めます。良好な職場環境を構築し、人材の流出を防ぎ、次代を担う人材育成を行います。

科学的介護を推奨し、国の事業「LIFE」科学的裏付けに基づく介護に参画し、ビッグデータの収集に協力、そのフィードバックを受けて適切な介護計画を作成し、エビデンスの取れた介護サービス提供を行います。

科学的介護と同時に、抱え上げない介護を推奨します。推進の担当者を設置し、利用者、職員に身体的負担を掛けない、安全安心な介護を目指します。

新型コロナウイルス感染症が終息するにはまだまだ時間が掛ります。入所系施設のクラスター発生は施設の存続にかかわる重大な事項なため、担当者を設置し、情報収集に努め、感染拡大を未然に防ぐよう職員への教育を行います。

活動計画

- ・年間稼働率 97.0% 延べ 17,700 人（入退院当日及び措置入所者含む）
空床は月平均 1.5 人以内（入院期間含む）
- ・平均要介護度 3.9
- ・加算の算定
栄養マネジメント強化加算、口腔衛生管理加算、日常生活継続支援加算、
看護体制加算Ⅰ、看護体制加算Ⅱ、夜勤職員配置加算Ⅲ、処遇改善加算Ⅰ
特定処遇改善加算Ⅰ、生活機能向上連携加算、ADL 維持等加算
認知症専門ケア加算、褥瘡マネジメント加算、排せつ支援加算
自立支援促進加算、科学的介護推進体制加算

サービス提供の具体的事項

前年と同様に、日常の生活リズムについて、24時間シートを作成・見直しをし、その方のリズムを重視したスケジュールとする。起床から就寝を当人に合わせる。

食事について起床時間に合わせて朝食を提供し、パン又はご飯の提供を選択してもらう。昼食や夕食は食品衛生の関係である程度提供時間に制限が生じるが、一斉に提供せず好きな時間に召し上がっていただけるよう工夫する。

国の新たな試み「LIFE」への情報提供を行い、フィードバックに対する計画の見直しを行い、科学的根拠に基づいたケアの実践を行う。

職員の腰痛予防、離職予防に対する介護ロボットやICT化を促進させるとともに、感染症対策に力を入れた関わりを重視して生活の場として安定感を持って対処する。

Ⅲ 短期入所生活介護

基本方針

短期利用はご家族の介護負担を軽減する目的において、地域で担う役割は大きい。担当ケアマネジャーの作成するケアプランに則り、ご利用者、ご家族の希望する生活の継続を支援できるよう施設介護計画を作成し、同意を得てサービスの提供にあたる。

感染症の持ち込みリスクの高いショートステイでは、特養とフロアを一にしているため、より細やかな感染予防対策が必要となる。

新規利用者の獲得が喫緊の課題であるが、地域に密着した対応、ニーズに合ったサービスの提供ができるように創意工夫していく。

活動計画

- ・年間稼働率 70.0% 延べ 2,555 人（特養空床利用含む）
- ・平均要介護度 3.3
- ・加算の算定

サービス提供体制強化加算Ⅱ、看護体制加算Ⅰ、看護体制加算Ⅱ
夜勤職員配置加算Ⅲ、生活機能向上連携加算、処遇改善加算Ⅰ
特定処遇改善加算Ⅰ

Ⅳ 地域密着型通所介護事業、日常生活総合支援事業

基本方針

新型コロナウイルス感染症は、感染者はもとより、濃厚接触者を生まない対応が重要になります。特養併設のデイサービスでは重度な方が利用する傾向にありますが、身体を使ったレクリエーションを多く取り入れていました。カラオケも人気のレクリエーションの一つですが、現在はほとんど行っていません。

新しい生活様式と共に、新しいレクリエーションの形や身体機能の減退を予防する活動を検討していかなければなりません。

デイサービスセンターの大きな目玉の入浴について、この度の改定で報酬の2割減が実施されました。ほとんどの方が利用されている入浴支援ですが、国の方針は在宅での入浴を支援する事となり、上位加算の算定には入浴計画の策定や自宅における入

浴環境の改善を図る必要があるなど、算定困難な加算となっています。

職員配置の状況が改善されれば、営業日を週6日として、利用しやすい環境、職員の休暇が取りやすい環境を目指す。

甲賀市の日常生活総合支援事業が介護予防と並行して実施されていますが、利用者はほとんどいないのが現状です。

活動計画

通所介護事業及び介護予防・日常生活総合支援事業

- ・年間稼働率 70.0% 延べ3,187人（253日営業）
- ・平均要介護度 2.9
- ・加算の算定

サービス提供体制強化加算Ⅰ、入浴加算、ADL維持等加算、認知症加算
生活機能向上連携加算、科学的介護推進体制加算、栄養アセスメント加算
処遇改善加算Ⅰ、特定処遇改善加算Ⅰ

サービス提供の具体的事項

加算の内容が変更になるとはいえ、入浴加算は引き続き算定していく。援助内容について日によりマチマチになることがあるため、対応方法が異なる事が無いよう体制を整える。

入浴、排泄、食事の援助は生活リハビリの一つとして、担当職員がご本人の特徴を理解し、安全に「できる事」は自分でしていただけるよう実施する。

送迎時を含め、ご利用者との関わりのある場面では常に感染リスクが伴っている。些細な事でも情報の共有を行い、一人一人が危機管理意識を持ち援助にあたる。

V 居宅介護支援

基本方針

利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができるように配慮し、保健・医療・福祉サービスが総合的かつ効果的に提供できるよう、相談・連絡・調整に努める。地域包括支援センターより甲賀町内の要支援者の紹介を受け、要介護状態へ悪化しないようプランの作成を行い、要介護状態

へ移行した際は、継続したサービスの提供を行うと共に、小規模多機能ホームあかりへの紹介等を実施し、在宅生活の継続を図る。

甲賀町では高齢化率が高く、居宅介護支援のニーズは高い。利用者の増に伴いケアマネジャーの負担が増えているため、ケアマネの増員を図り安定した経営に努めていきたい。

活動計画

- ・年間計画作成数 延べ 840 件、月平均 70 件（ケアマネ 2 名）

VI 小規模多機能型居宅介護事業 《あかり》

基本方針

通い、泊まり、訪問を同じ職員が対応する形態の事業のため、職員の応募自体が少ない。ただ、特殊な事業所であるため地域福祉の貢献を希望する方からの注目度は高い。定期的な情報発信等を行い、機会損失の無いように努める。

小規模多機能型居宅介護の認知度が徐々に高まっているためか、利用の申し込みは一定数あるが、泊り希望者の受け入れが困難な状態が続いている。夜勤体制の充実により新規利用者の獲得が可能となるため、夜勤可能な職員を早急に配置したい。訪問での対応は感染症拡大のリスクとなることが多く慎重に行う必要がある。サービスの性質上、自由度が高い分だけ事業所に係る負担も増えており、他サービスを参考に制限を設ける。

活動計画

- ・年間登録者 70.0%
- ・平均要介護 2.2
- ・加算の算定
看護体制加算Ⅰ、総合マネジメント体制加算、サービス提供体制強化加算Ⅰ、
認知症加算Ⅰ、認知症加算Ⅱ、処遇改善加算Ⅲ、特定処遇改善加算Ⅱ

サービス提供の具体的事項

サービス提供は自由度が高いが、一定のスケジュールを提示したうえで利用者を選択していただく。

他の居宅サービスであれば回数等の制限があるように、小規模多機能においても言っている回数の目安を提示する。多くのサービス提供は事業所の負担のみならず、利用者の自律の妨げになってしまう可能性もあるため、過剰サービス防止の観点から取り入れる。

大原中自治振興会や大原中区と連携し、地域の行事への積極的な参画を実施し、地域の中のあかりとして活動を行う。

VII 甲賀市学習支援事業「学んでいコウカ」甲賀教室

基本方針

この業務は、生活困窮者自立支援法第7条第2項第2号に規定されている生活困窮者世帯の子どもに対し、学習の援助を行う事業を実施するもので、子どもたちに貧困が世代を超えて連鎖することのないように、生活環境の整備と教育の機会均等を図り、子どもが自らの力を伸ばし、社会で自立して生きていく力を身につけることができるようにすることを目的とする。（業務委託特記仕様書より抜粋）

活動計画

- ・年間開催 40回
- 毎週金曜日 17:30～19:30

サービス提供の具体的事項

甲賀市、特に甲賀圏域で生活されている小学生から高校生を対象に、施設で調理した出来立ての食事を提供する。食事の提供時には出来る限り配膳や下膳を自らがを行い、調理してくれた方への感謝の気持ちが育めるよう指導する。

学習支援は学校の宿題の進捗状況に応じて、本人のペースに合わせて支援を行う。兄弟姉妹が多いが、世代を超えて教室の中で交流し、自愛、他愛の心を持って、将来社会人となった後にも自律した生活を送れるよう支援する。

VIII その他共通事項

1、個人情報保護について

ご利用者、ご家族、代理人などの個人情報の保護については、個人情報保護の基本規程に則り、個人情報の取り扱いについて周知徹底していく。

広報活動の強化に伴い、さまざまな場所で写真等を使うことになるため、改めて取り扱いについて確認を行う。

2、基本的人権の尊重

企業の社会的責任は重大であるとの認識に立ち、差別のない明るい職場・社会を実現するため、全職員自らが意識改革を図り、あらゆる機会を通じ、施設部門をあげて人権尊重を基本とした企業活動を推進する。

3、事業継続計画

災害時の福祉避難所としての機能強化に努める。災害時及び感染症発生時の事業継続計画の策定と、備品の管理、訓練を実施する。

職員間での情報共有のネットワークを「LINEWORKS」を有効活用する。

4、地域貢献

当法人には社会福祉充実計画の作成義務はないが、現在の限られた人員の中で地域福祉に一助となるアイデアを出し、居宅サービス、居宅支援サービスを中心に、法人運営の負担とならない範囲内での貢献を検討する。

5、感染症対策

引き続き、新型コロナウイルス感染症の発生及びクラスターを起こさせないよう、スタンダードプリコーションを実践する。